

令和8年度山形県サーキュラーエコノミー移行推進事業 業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度山形県サーキュラーエコノミー移行推進事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

3 事業の目的

循環型社会の形成に向けては、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行が求められており、そのためには、製造業・小売業等の動脈産業、廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業による動静脈連携や産学官連携などの多様な主体間連携が必要である。

そこで、本事業ではサーキュラーエコノミーに関する事業者向けのセミナー及びワークショップを開催し、事業者等の理解促進・意識啓発を図るとともに、参加者による意見交換・情報交換を促すことにより、多様な主体間の連携を促進することを目的とする。

4 業務内容

4.1 セミナーの企画・運営

（1）セミナー・ワークショップ概要

① 対象

（ア）セミナー

県内企業又は県内での事業実施を検討している企業、学術・研究機関、行政機関等担当者 各回50名程度

（イ）ワークショップ

セミナー参加者のうち20名程度

② 開催回数・時期

2回（第1回：令和8年8月頃、第2回：令和8年10月頃）

セミナー及びワークショップは、同日に続けて開催すること。

詳細は県と受託者で協議の上、決定する。

③ 開催方法

対面開催（山形市内）

会場は県と受託者で協議の上、受託者で手配し、使用料を支払う。

④ 参加料

無料

（2）セミナー企画立案業務

① セミナーの企画及び立案【企画提案事項①】

本委託業務の目的を踏まえたセミナーを企画すること。

なお、サーキュラーエコノミーの概念、企業が取り組むべき背景・理由等の説明に加え、県と協議の上、各回で異なるテーマを定め、有識者による1時間程度の講演を行うこと。（例：サーキュラーエコノミー全般、サーキュラーエコノミーの実践、地域循環モデルの構築、プラスチックの資源循環、再生可能資源の活用、廃棄物系バイオマス資源の活用）

② 講師の調整【企画提案事項②】

講師を提案し、県と協議の上、選定すること。また、講師との連絡窓口となり、業務依頼、スケジュール調整、謝金・旅費等の支出など、各種調整業務を行うこと。

（3）ワークショップ企画立案業務

① ワークショップの企画及び立案【企画提案事項③】

本委託業務の目的を踏まえたワークショップを企画すること。

なお、ワークショップは1時間程度とし、複数の事業者でのアイデア出し、意見交換を行うなど、各回のセミナーのテーマと関係する内容とすること。また、1グループ6～7名程度、3グループ程度を基本とし、各グループにファシリテーターを配置すること。

② ファシリテーターの調整【企画提案事項④】

ファシリテーターを提案し、県と協議の上、選定すること。また、ファシリテーターとの連絡窓口となり、業務依頼、スケジュール調整、謝金・旅費等の支出など、各種調整業務を行うこと。

③ 備品・消耗品の準備

ワークショップの内容に応じて必要となる備品や消耗品を準備すること。

4.2 交流会

ワークショップ終了後に30分程度、参加者同士の交流の時間を設けること。

4.3 広報用チラシの作成

広報用チラシを製作し、県の校正を受けた上で電子データ（PDF）及び印刷物200部程度を開催日の30日前までに納品すること。なお、広報活動及び参加申込みの受付は県で実施する。

4.4 当日資料の準備

セミナーで使用する配布資料を準備し、電子データ（PDF）を開催日の7日前までに納品すること。また、配布資料の印刷・製本は受託者で行い、投影用のパソコン等の機材、電子データ（PPT・PDF）等は受託者が準備すること。

4.5 当日の運営

会場の設営・撤去、受付、司会等の運営管理を行うこと。必要人員の確保については県と協議すること。

4.6 参加者アンケートの実施

参加者に対するアンケートを実施し、集計すること。アンケートの内容は、県と受託者で協議の上、決定する。

5 業務完了報告書の作成

委託業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

6 留意事項

- ① 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いを適正に行い、各種関係法令を遵守すること。
- ② 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、県が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- ③ 本業務を実施するにあたり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- ④ 検討の内容は、第三者に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- ⑤ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- ⑥ 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年保存しなければならない。
- ⑦ この仕様書に記載のない事項については、県と受託者が協議の上、定める。